泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

泊発電所 3 号炉審查資料 資料番号 資料 3 - 5 提出年月日 令和5年6月13日

(技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等)

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230322	1	(とりまとめた資料p3) ③大飯との相違点を掲げつ つ「大飯と同様」となって いるため、泊と同様な設備 のないプラントとの比較を 記載すること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング	ト)とできることが同様との意図で「大飯と同様」と記載していたが、相違理由欄の記載として相応しくなかった。このため、泊3号炉と同様に充てんポンプ(充てん/高圧注入ポンプ)の水源として補助給水ピット(補助給水タンク、復水タンク)を使用できる設備	/ =	
230322 -18	2	(1.8-10ページ) 「原子炉格納容器下部への 注水」「・・・下部注水」が 混在しているので、全般的 に適正化を図ること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング	「原子炉格納容器下部への注水」及び「原子炉格納容器下部注水」 の混在について, 「原子炉格納容器下部への注水」に用語統一する こととし,資料を修正した。	第494回ヒアリング 資料3-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等(SAT108 r.5.0)』p.1.8-1,2,5,10,14,15,19,33,52,95~107 第494回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等(SAT108-9 r.5.0)』p.とりまとめた資料-2,3,8 p.1.8-1,2,4,7,10,11,14,26,52,98~106	
230322 -19	3	(1.8-55ページ) 「格納容器スプレイ系の 弁」との記載に関し, 「・・・設備」「・・・系」 「・・・系統」の使い分けに ついて全体的に整理すること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング	に応じて適切な記載となるよう次のとおり使い分ける。 ⇒「○○設備」:対象を設備として記載する場合に用いる。 ⇒「○○系」:「○○設備」と表現するのは馴染まない場合に用いることとし、主に技術的能力における操作手順や系統構成に係る記載に用いる。 (例:「○○系の減圧」)	用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等(SAT108 r.5.0)』p.1.8-43,47,50,56,119,121,124,126,128,130,132,134,136第494回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230322 -20	4	(1.8-14ページ) 泊:原子炉下部キャビティ室,大飯:原子炉キャビティ室,大飯:原子炉キャビティとなっている。最新のPWR審査実績を踏まえ,適正化を図り説明すること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング	ところ、すべてのプラントにおいて「原子炉下部キャビティ」の記載としていたため、最新のPWR審査実績を踏まえ、泊3号炉においても「原子炉下部キャビティ」に修正することとした。		
230322 -21	5	(1.8-20ページ) 中段の「溶融炉心の原子炉 格納容器下部への落下を遅 延又は防止する・・・」に関 し、女川の記載と相違して いるため、女川の記載等確 認のうえ適正化を図り説明 すること。	R5. 3. 22	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング		第494回ヒアリング 資料3-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等(SAT108 r.5.0)』p.1.8-27 第494回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等(SAT108-9 r.5.0)』p.1.8-20	
230414	6	作成状況整理表) 女川の「添付資料1.8.4 格納容器下部への初期水張り 運用について」を泊で不要 とした理由について,記載 の充実を検討し説明すること。	R5. 4. 14	本日回答		女川の添付資料1.8.4 は作成不要と整理していたが、泊の添付資料1.8.4及び1.8.6は、原子炉格納容器下部注水に関する内容を整理したものであり、内容的に女川の添付資料1.8.4と同様な資料も含まれているため、以下の整理とした。 ・炉型の相違により、原子炉格納容器下部への初期水張り手段が相違することから、泊は、大飯3/4号炉を比較対象として、原子炉格納容器下部への注水手段に係る内容を添付資料1.8.4及び1.8.6に整理している。 ・原子炉格納容器下部への注水手段が格納容器スプレイのみであるPWRプラントと異なり、女川2号炉は、格納容器スプレイと直接注水の2手段を有していることから、格納容器下部への初期水張り手段の優先順位の考え方を含む運用に係る内容についても当資料において整理している。	発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止 に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係 る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順 等(SAT108-9 r.6.0)』	